

製菓衛生師法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 令和3年3月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、製菓衛生師法施行細則（昭和42年岡山県規則第32号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「政令」という。）及び規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(添付すべき書類)

第2条 法令に規定する書類に添付すべき書類は、次条に規定する様式に記載された書類とする。

(法令に規定する書類の様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

根拠条項	書類の名称	様式
規則第2条第1項	製菓衛生師試験受験願書	第1号
規則第2条第1項第1号	菓子製造業務従事証明書	第2号
規則第3条	合格証書	第3号
政令第1条	製菓衛生師免許申請書	第4号
政令第3条第1項及び第5条第1項	製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書	第5号
政令第4条	製菓衛生師名簿の登録消除申請書	第6号
政令第6条第1項	製菓衛生師免許証再交付申請書	第7号
政令第6条第4項又は第7条第2項	製菓衛生師免許証返納書	第8号

(提出書類の部数)

第4条 前条の様式第4号から第8号までの知事に提出する書類は、正副二通を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和4年3月3日から施行する。
- この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。(様式第1号・一部改正)

附 則

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。(様式第1号・一部改正、様式第2号・一部改正、様式第4号・一部改正、様式第7号・一部改正)

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。(様式第1号・一部改正、様式第4号・一部改正、様式第5号・一部改正、様式第7号・一部改正)

製菓衛生師試験受験願書

本籍地 都道府県名 (国籍)		※ 受験番号	
住所	〒		
ふりがな		連絡先 電話番号	
氏名			
生年月日	年 月 日生	性別	男・女
受験資格の区分	1 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号該当者 2 製菓衛生師法第5条第2号該当者 3 製菓衛生師法附則第2項該当者		
技能検定合格者 にあつては、その 種類	1 1級菓子製造技能士 2 2級菓子製造技能士		
前年度受験願書の提出	無・有(前年度受験番号第 号)		

製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

岡山県知事 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

(注) ※印欄は、記入しないこと。

(添付書類)

- 履歴書
- 高等学校入学資格を有する者であることを証する書類  
(卒業証明書又は卒業証書(卒業証書の場合は、原本及びその写し))
- 製菓衛生師養成施設の卒業証明書(履修証明書)又は菓子製造業務従事証明書
- 写真(出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身、脱帽の縦4.5cm、横3.5cmのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- 技能検定合格者の場合は、その合格証書(原本及びその写し)

※書類 確認済	
------------	--

保健所の受付印

## 菓子製造業務従事証明書

従事者氏名（受験者）

生 年 月 日 年 月 日生

上記の者は、次のとおり菓子製造（パン及びあん類製造を含む。）の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設 名	許可保健所： 保健所 許可年月日： 年 月 日 許可番号： 第 号 営業の種別：
勤務施設 所在地	電話番号
業務の内容 （なるべく具体的に記載すること。）	
上記の施設で菓子製造の業務に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで （合計 年 月）
勤務日数及び時間 （パート又はアルバイトの場合に記載すること。）	日／週、 時間／日
廃業年月日 （施設が廃業した場合に記載すること。）	年 月 日

証 明 日	年 月 日
-------	-------

証 明 者	住 所	電話番号	職印又は 実 印
	職 務 上 の 地 位		
	氏 名		

- (注) 1 原則として当該施設の営業者が証明すること。ただし、営業者（法人の場合にあつては、法人の代表者を含む。）が従事者と同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によつて元の営業者がいない場合は、菓子工業組合等所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 2 証明印は、証明者が法人又は団体の長の場合にあつては職印を用いることとし、個人の場合にあつては実印を用いた上で印鑑登録証明書を添付すること。

合 格 証 書

本 籍 地

氏 名

年 月 日生

年 月 施行の製菓衛生師試験に合格したことを証する。

年 月 日

岡山県知事



# 製菓衛生師免許申請書

岡山県知事

殿

年 月 日

本籍地都道府県名

( 国 籍 )

〒

住 所

( ふ り が な )

氏 名

男・女

生 年 月 日

年 月 日生

旧 姓 ・ 通 称 名

(併記を希望する場合)

連 絡 先 電 話 番 号

製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第1条の規定により、関係書類を添えて製菓衛生師免許を申請します。

- 1 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月製菓衛生師試験合格
- 2 製菓衛生師免許の取消処分を受けたことはありません。  
(あるときは、その理由及び年月日を記入すること。)

(注) 1 ※印欄は、記入しないこと。  
2 旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、旧姓又は通称名のいずれかを○で囲み、記入すること。

(添付書類)

- 合格証書（原本を持参すること。）
- 診断書
- 製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）第1条第2項第1号に規定する書類（旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、旧姓から現在の氏までのつながりが確認できる戸籍の謄本又は抄本若しくは旧姓又は通称が記載された住民票）

※岡山県製菓衛生師試験 合格証書番号記入欄					

保健所の受付印

製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
------	---	---	-------	---	---	---

変更を生じた事項

	変更前	変更後
本籍地 都道府県名 (国籍)		
ふりがな		
氏名		
旧姓・通称名 (希望する場合)		
性別	男・女	男・女

変更理由	1 婚姻 2 離婚 3 その他 ( )
変更理由の 生じた年月日	年 月 日

上記のとおり、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第3条第1項及び第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

岡山県知事 殿

(注) 旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、旧姓  
又は通称名のいずれかを○で囲み、記入すること。

(添付書類)

- 申請の原因たる事実を証する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- 製菓衛生師免許証

保健所の受付印

--

製菓衛生師名簿の登録消除申請書

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
本籍地 都道府県名 (国籍)			
ふりがな			
登録者の氏名			
登録者の 生年月日	年 月 日生		
申請理由	1 死亡      2 失そう      3 その他 (      )		
申請理由の 生じた年月日	年 月 日		

上記のとおり、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第4条の規定により、免許証を添えて製菓衛生師名簿の登録消除を申請します。

年 月 日

〒

申請者住所

申請者氏名 登録者との続柄

連絡先電話番号

岡山県知事

殿

(添付書類)

製菓衛生師免許証（添付できない場合は、その理由を記入すること。）

[

]

保健所の受付印

保健所の受付印



製菓衛生師免許証再交付申請書

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
本籍地 都道府県名 (国籍)			
ふりがな			
氏名			
旧姓・通称名 (注1)			
生年月日	年	月	日生
申請理由	1 亡失 2 汚損 3 その他 ( )		

上記のとおり、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第6条第1項の規定により、関係書類を添えて製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

岡山県知事

殿

- (注) 1 旧姓・通称名の欄には、亡失、汚損等した免許証に併記されていた旧姓氏名又は通称名を記入すること。併記がない場合は、空欄とすること。  
2 ※印欄には、記入しないこと。

(添付書類)

汚損の場合は、その製菓衛生師免許証

※本人確認済	
保健所の受付印	

## 製菓衛生師免許証返納書

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
本籍地 都道府県名 (国籍)						
ふりがな						
氏名						
生年月日				年	月	日生
返納理由	1 亡失した免許証の発見		2 免許取消処分			
返納理由の 生じた年月日				年	月	日

上記のとおり、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第6条第4項又は第7条第2項の規定により、製菓衛生師免許証を返納します。

年 月 日

〒

住 所

氏 名

連絡先電話番号

岡山県知事

殿

(添付書類)

製菓衛生師免許証

保健所の受付印

保健所の受付印